

大阪・関西万博の入場チケット販売促進等のための 広報・プロモーション業務公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「協会」といいます。)では、2025年日本国際博覧会(以下、「大阪・関西万博」といいます。)の前売入場チケットの拡販に向けた広報・プロモーション業務に関する企画提案を募集します。

1 業務名

大阪・関西万博の入場チケット販売促進等のための広報・プロモーション業務

2 業務の趣旨・目的

協会は、大阪・関西万博運営において、入場チケット 2,300 万枚の販売、入場者数延べ 2,820 万人の達成を目指しています。

この目標の実現のためには、大阪・関西万博の魅力的なコンテンツをメッセージ性をもって一貫して発信し、お客様のチケット購入意欲を高めていく必要があります。

本業務は、①ターゲットへのメッセージ性を踏まえた汎用的な広報発信コンテンツの制作、②タイムリーな発信の要となる SNS 体制の構築・運用、③広報・プロモーション企画や営業企画の具体化・実施を会期末までを見越して行うものです。

3 対象となる業務

- (1) 運営体制構築
- (2) 企画提案・実施
- (3) コンテンツ企画制作
- (4) 販促広報ツール企画制作運用
- (5) インターネット広告運用・配信
- (6) ノベルティ制作

各業務の詳細は、別添「仕様書」のとおり。

※ただし、「仕様書」は協会に秘密保持誓約書兼仕様書提供申込書(様式1)を電子メール(uneiticket@expo2025.or.jp)にて提出した者に開示します。

4 委託上限額

1,085,500 千円(税込)

5 スケジュール

2024年4月30日(金)	公募開始
2024年5月15日(水)17時	質問書締切
2024年5月20日(月)	質問書回答
2024年5月30日(火)17時	仕様書開示締切
2024年5月31日(金)17時	提案書類提出締切
2024年6月上旬	選定委員会(書類)
2024年6月中旬	選定委員会(プレゼン)
2024年6月下旬	審査結果の公表
2024年7月上旬	契約締結
2025年10月31日(金)	業務終了(業務完了報告書提出)

6 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業・団体又は複数の企業・団体による共同企業体(以下、「共同企業体」といいます。)であること。

なお、共同企業体で参加する企業・団体にあつては、構成員全員が該当すること。(※(1)は共同企業体として有していればよい。)なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

(1) 過去直近3年間において、国、地方公共団体のいずれかと広報・プロモーションの業務を履行した実績があること。

(2) 次の①から③までのいずれにも該当しない企業・団体であること。

- ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない企業・団体
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない企業・団体
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる企業・団体

(3) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている企業・団体でないこと。

(6) 大阪府、大阪市から入札参加停止措置が講じられている企業・団体でないこと。

(7) 前2項に掲げる企業・団体に類するものとして代表理事が認めた企業・団体でないこと。

(8) 応募前に協会に秘密保持誓約書兼仕様書提供申込書(様式1)を提出していること。

7 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者は、最初に秘密保持誓約書兼仕様書提供申込書(様式1)を提出してください。書類を提出した者に限り、仕様書を開示します。詳しい応募手続等は、以下のとおりです。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

① 配布期間

2024年4月30日(月)から2024年5月31日(金)まで

② 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布(郵送による配布は行いません)。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

④ 受付期間

2024年4月30日(月)から2024年5月31日(金)まで

④ 提出先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 広報・プロモーション局

住 所:大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

電話番号:06-6625-8726

⑤ 提出方法

応募書類(紙、電子媒体に収納したPDFファイル)は郵送により提出してください(持参による提出は不可)。2024年5月31日(金)17時当協会必着とします。併せて必ず受付期間中に電子メール(unei-ticket@expo2025.or.jp)で応募書類のデータを送信してください。

⑥ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除してください。

【仕様書開示に必要な書類】

秘密保持誓約書兼仕様書提供申込書(様式1)

※提出した者に限り、仕様書を開示する。

【応募時に必要な書類】

① 応募申込書(様式2:原本1部)

② 企画提案書

(ア)企画提案書(様式自由 A4用紙30ページ以内:原本1部、副本10部、副本の電子媒体)

(イ)積算内訳表(様式3:原本1部、副本10部)

③ 事業実績申告書(様式4:原本1部、副本10部)

※公募参加資格(1)の履行実績を記載してください。

④ 共同企業体で参加の場合

(ア)共同企業体届出書(様式5:原本1部)

- (イ)共同企業体協定書(写し)(様式6:原本1部)
- ⑤ 持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式7:原本1部)

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出いただきます)】

- ①定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)
- ② (ア)法人登記簿謄本(1部)
 - ・法人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの(イ)本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの(ウ)法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ③ 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)
 - (ア)本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税(全税目)の納税証明書
 - (イ)税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)
 - (ア)貸借対照表
 - (イ)損益計算書
 - (ウ)株主資本等変動計算書
- ⑤ 使用印鑑届(様式8:原本1部)
- ⑥ 持続可能性の確保に向けた誓約書(様式9:原本1部)
- ⑦ 暴力団排除条例に基づく誓約書(様式10:原本1部)
- ⑧ 参加資格保持誓約書(様式11:原本1部)

(3)応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4)応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ① 応募は1者1提案としてください(共同企業体構成員として参加する場合を含みます)。
- ② 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体に格納したPDFファイル(企画提案書は副本のみ)でも提出してください。
- ③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

記入例>「大阪・関西万博の入場チケット販売促進等のための広報・プロモーション業務」提案書 株式会社〇〇(法人名)

- ④ 書類提出後の差し替えは認めません(協会が補正等を求める場合を除きます)。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした企業・団体は本件への参加資格を失うものとします。

8 説明会

実施しません。

9 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から 2024 年 5 月 15 日(水)午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メール(アドレス:unei-ticket@expo2025.or.jp)で受け付けます。

※「件名」の始めに「【質問】大阪・関西万博の入場チケット販売促進等のための広報・プロモーション業務」と明記し、質問内容を「質問票」(様式 12)に記載して添付してください。

※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせは受け付けません。

- ① 電子メール送信後、必ず電話(06-6625-8726)で受信の確認を行ってください。
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。午前 10 時から午後 5 時まで)
- ② 質問への回答は、原則、全回答(他者の質問分を含む。)を全事業者へのメール送信により行います。ただし、質問内容によっては個別に回答を行う場合があります。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、2024 年 5 月 20 日(月)までに協会ホームページ【大阪・関西万博の入場チケット販売促進等のための広報・プロモーション業務】に掲載します。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

10 審査の方法

(1) 審査方法

- ① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。
- ② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行います。はじめに、提案書類を対象とした書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象とする提案者4者(提案者数により1者から3者となる場合もあります。)を決定します。次に、プレゼンテーション審査(リモート形式を予定)を行い、最優秀提案者を決定します。なお、プレゼンテーション審査の日時は、審査の対象者に対して事前に電子メールで連絡します。
- ③ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、1000 点満点中 600 点未満の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- ④ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
内容理解及び運営体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を十分に理解し、安定的・効率的な運営が行える体制・計画となっているか。 ・協会内外のステークホルダーと調整、連携できる体制となっているか。 ・提案内容に実現性・具体性があるか。 	100点	
企画提案・実施 ※キャラバン、シティドレッシング、ノベルティ制作も含める	<ul style="list-style-type: none"> ・入場チケットの販売に直結する営業企画案であるか。 ・万博の魅力が幅広い層に伝わり、結果的に入場チケットの販売につながる広報企画案であるか。 ・営業企画、広報企画、キャラバン等、それぞれの規模、内容が適切であるか。 ・券売状況に合わせて適した企画内容を調整し、実施できるか。 ・提案内容に実現性・具体性があるか。 	150点	
汎用コンテンツ企画制作	キャッチコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・入場チケットの販売促進に有効なキャッチコピーとなっているか。 ・広い層及びターゲットに対してわかりやすく伝わるものになっているか。 ・万博の提供価値や魅力が表現されているか。 ・来場者に分かりやすい表現になっているか。 	100点
	キービジュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・万博が持つ価値、ワクワク感が広い層及びターゲットに対してわかりやすく伝わるものになっているか。 ・入場チケットの販売促進に有効なビジュアルとなっているか。 ・クリエイターの実績等、国際イベントとして国内外に向けて発信する万博のビジュアルに相応しい、信頼のおけるビジュアルクオリティを期待できるか。 	
	プロモーションムービー	<ul style="list-style-type: none"> ・万博が持つ価値、ワクワク感が広く伝わるとともに、入場チケットの販売促進に寄与する有効なコンテンツとなっているか。 ・クリエイターの実績等、国際イベントとして国内外に向けて発信する万博のコンテンツに相応しい、信頼のおけるクオリティを期待できるか。 ・万博の世界観(テーマやコンセプト)を意識した映像になっているか。 ・創意工夫があり話題性のある映像になっているか。 ・配信時期や映像の尺に応じた戦略的な構成になっているか。 	
	PRツール	<ul style="list-style-type: none"> ・制作するPRツールは、万博の魅力を広く一般層に伝えられ、入場チケットの販売に繋がるものになると期待できるか。 ・PRツールの制作チームの実績は、国際イベントとして国内外に向けて発信する万博のPRツールとして、十分なクオリティを期待できるか。 	
	クリエイティブディレクション体制	<ul style="list-style-type: none"> ・多種に渡るクリエイティブ、コンテンツのクオリティ管理の実績、チーム体制を含めて、円滑な制作進行管理が期待できる体制になっているか。 ・突発的に発生する可能性のある制作物に対して、柔軟な対応が期待できるか。 	

SNS運用	スポット配信コンテンツ制作	<ul style="list-style-type: none"> ・国際イベントとして国内外に向けて発信する万博に相応しい、信頼のおけるビジュアルクオリティを期待できるか。 ・国際イベントとして国内外に向けて発信する万博に相応しい、革新性のあるクリエイティブを制作できるか。 ・万博が持つ価値、ワクワク感をビジュアルでわかりやすく伝えられるものを、継続して制作できるか。 ・万博へ行きたくなるような記事を制作できるか。 	200点
	デジタルツール運用 (SNS運用体制構築)	<ul style="list-style-type: none"> ・投稿頻度、業務時間を踏まえた、継続してSNS運用ができる体制を構築できるか。 ・会期中は、会場内で投稿ネタを探し歩き回ることのできる人材が期待できるか。 ・トレンドに敏感な企画者、クリエイティブ制作者が期待できるか。 ・国内外の関係ステークホルダーと密に連携をとり、迅速なSNS運用につなげられる人材が期待できるか。 	
	デジタルツール運用 (SNS企画)	<ul style="list-style-type: none"> ・万博への興味向上及び、入場チケット販売促進に寄与する企画・提案であるか。 ・PDCAを回しながら、より国内外のユーザーに刺さり拡散する投稿を継続して実行できるか。 ・SNSでの新しい発信方法や魅せ方を期待できるか。 ・提案内容に実現性・具体性があるか。 	
	デジタルツール運用 (SNS投稿・分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して投稿をミスなく行い、インサイト分析を行ってきた実績があるか。 ・SNS上でのトレンド分析、大阪・関西万博に関するリスクモニタリングを継続して行うことができるか。 ・分析結果に応じたSNS広告運用を期待できるか。 ・フォロワーやユーザーとのコミュニケーションを継続して行うことができるか。 	
インターネット広告運用・配信	<ul style="list-style-type: none"> ・万博の魅力が幅広い層に伝わることを期待できる展開案となっているか。 ・入場チケットの購入につながることを期待できる展開案となっているか。 ・適したターゲット設定を前提とした広告運用が期待できるか。 	150点	
価格点	○価格点の算定式 満点(300点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	300点	
合計		1000点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【大阪・関西万博の入場チケット販売促進等のための広報・プロモーション業務】において公表します。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

- ① 最優秀提案事業者(名称・評価点・提案金額)
- ② 全提案事業者の名称 ※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順(応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。)
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結します。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進しています。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内します。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議していただき、この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとし、支払い時期については受託者と相談の上決定します。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式10)を提出してください。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しません。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書(様式9)を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがあります。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません(現金に代えて納付される証券を含みます。)
- (9) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - ① 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

12 持続可能性の確保

- (1) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 採用者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下、「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/202307_sus_code.pdf)
- (3) 採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、採用者が協力の支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

13 その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等を遵守すること。
- (3) 情報システムを構築、運用する場合は情報セキュリティの確保に留意すること。